

○三島市パブリック・コメント制度実施要綱

平成19年3月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定めることにより、市民等への説明責任の徹底及び市の政策形成過程における市民参画の機会の拡大を図り、もって行政運営における公正の確保及び透明性の向上に資するとともに、市民等との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリック・コメント制度** 市の基本的な政策を策定するに当たり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その意見に対する実施機関の考え方を公表する制度をいう。
- (2) **実施機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) **市民等** 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めた者

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるもの(以下「政策の策定」という。)について、パブリック・コメント制度を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画及び方針の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の作成
- (3) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の作成

(4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと実施機関が認めるもの

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 政策の策定が緊急を要すると認められるとき。
- (2) 政策の策定の内容に実施機関の裁量の余地が少ないと認められるとき。
- (3) 政策の策定の内容が軽微なものであると認められるとき。
- (4) この要綱に定める手続と類似した意見聴取その他の手続が、法令又は条例若しくは規則により定められているとき。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項に規定する直接請求に係る事件を議会の付議するとき。

(政策案の公表等)

第5条 実施機関は、政策の策定をしようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、当該政策の策定に係る案(以下「政策案」という。)を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、併せて次に掲げる事項に関する資料を公表するものとする。

- (1) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案を作成した際の実施機関の考え方
- (3) その他実施機関が必要と認める事項

3 実施機関は、第1項に規定する公表をするときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (2) その他実施機関が必要と認める事項

4 第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所における閲覧又は資料の配布
- (3) 市広報紙への掲載その他の実施機関が必要と認める方法

(予告)

第6条 実施機関は、前条第1項に規定する公表に先立ち、パブリック・コメント制度の実施を予告するものとする。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

2 前項に規定する予告は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

- (1) 政策案の名称

- (2) 意見の募集を行う予定時期
 - (3) 政策案の入手方法
- (意見の提出)

第7条 第5条第3項第1号に規定する提出期間は、30日を下回らないものとする。

2 政策案についての意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名、連絡先その他実施機関が必要と認める事項を明示しなければならない。

(提出された意見の取扱い等)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して、政策の策定に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
この場合においては、第5条第4項の規定を準用する。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策案を修正したときは、その修正の内容及び理由

3 実施機関は、前項に規定する提出された意見の概要等の公表を行うことにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の概要等の全部又は一部を除くことができる。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリック・コメント制度の実施に係る政策案について、その一覧を作成し、市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に立案過程にある政策の策定については、この要綱の規定は適用しない。

附 則(平成19年8月20日制定)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日制定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。